

(お 知 ら せ)

2022年10月3日
中国電力株式会社

【首都圏のお客さまへ】2022年台風第15号により被災された お客さまに対する電気料金の特別措置について

2022年台風第15号により被災された皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、この台風の影響により災害救助法が適用された地域、およびこれらに隣接する地域において、家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、以下のとおり、電気料金の支払期日延長の特別措置を講ずることとしました。

1. 特別措置の内容

2022年8月（支払期日が災害救助法の適用日である9月23日以降となるものに限る）、9月、10月および11月料金計算分の電気料金の支払期日（※）を各々1カ月間延長いたします。

※支払期日は、検針日から31日目の日

2. 対象区域

【災害救助法が適用された地域】

〔静岡県〕 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡清水町、
駿東郡長泉町

【災害救助法が適用された地域に隣接する地域】

〔神奈川県〕 足柄下郡箱根町
〔山梨県〕 富士吉田市、南アルプス市、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、
南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町
〔静岡県〕 伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡小山町

3. 特別措置が適用となるお客さま

「2. 対象区域」において、家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われたお客さまで、当社にお申し出をいただいたお客さま。

4. お申し込み方法

カスタマーセンターフリーダイヤル（0120-715-055）までお電話ください。

以 上